

指定居宅介護（重度訪問介護）事業運営規程

【訪問介護ステーション無花果（Mukaka）】

（事業の目的）

第1条 株式会社 La.Figueが設置経営する訪問介護ステーション無花果（Mukaka）（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（重度訪問介護）（以下「事業」という。）は、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

（運営の方針）

第2条 指定居宅介護にあつては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

二 前項の規定は、指定重度訪問介護にあつては、「家事」の後ろに、「外出時における移動中の介護」を加えてこれを適用する。

三 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 訪問介護ステーション無花果（Mukaka）

二 所在地 岩国市牛野谷町1-5-25

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者及び主任サービス提供責任者 1人

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

主任サービス提供責任者は、サービス提供責任者の代行での利用者対応、担当者会議への出席、サービス提供責任者への研修を計画実施し、資質向上を図る。

二 サービス提供責任者 3人

サービス提供責任者は、居宅介護（重度訪問介護）計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定居宅介護（重度訪問介護）の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

三 従業者 20人

従業者は、居宅介護（重度訪問介護）計画に基づき、サービスの提供を行うものとする。

四 事務員 1人

事務員は、経理、雑務等。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護(重度訪問介護)の内容)

第6条 事業所が行う指定居宅介護(重度訪問介護)の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 家事援助
- 三 重度訪問介護

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(支給決定障害者等)から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第7条 事業所は、指定居宅介護(重度訪問介護)を提供した際は、支給決定障害者等から当該居宅介護(重度訪問介護)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

<福祉・介護職員等処遇改善関係加算(居宅介護)>

2024年 5月31日迄	2024年 6月1日以降	区分	加算率
<input checked="" type="checkbox"/>		福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月の算定単位数合計×27.4%
<input checked="" type="checkbox"/>		福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月の算定単位数合計×7.0%
<input checked="" type="checkbox"/>		福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅰ)	1月の算定単位数合計×4.5%
	<input checked="" type="checkbox"/>	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月の算定単位数合計×41.7%

二 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護(重度訪問介護)を提供した際は、当該居宅介護(重度訪問介護)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

三 その他の費用の額は、次のとおりとする。

四 交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護(重度訪問介護)に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき20円。

(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から往復を計算し、1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

五 前三項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

六 第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岩国市（離島を除く。）、和木町の区域とする。

(業務継続計画の策定等)

第9条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護（重度訪問介護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為)

第10条 事業者は、指定居宅介護（重度訪問介護）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

二 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

三 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性に留意して、必要最低限の範囲内で行うとともに、身体的拘束等の廃止に向けての取り組みを積極的に行う。

四 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）を1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者おに対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(採用時及び年2回以上)

(個人情報の保護及び秘密の保持等)

第11条 事業者は利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

二 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

三 事業者は、事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四 サービス担当者会議（地域ケア会議を含む）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(地域との連携等)

第12条 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅介護（重

度訪問介護)を提供する場には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅介護(重度訪問介護)の提供を行うよう努める。

(緊急時等における対応方法)

第13条 緊急時の対応方法は、次の通りとする。

- 一 契約時に「緊急事態に対応するための連絡カード」に、ご家族・ご本人様に2部記入していただき、事業所とご本人様で保管する。変更時には速やかに事業所に連絡し、担当サービス提供責任者が作成し保管する。変更の都度、訪問介護員に情報共有する。ご本人様のサービス提供表ファイルの表紙の裏に張り付ける。
- 二 緊急時には「緊急事態に対応するための連絡カード」の最新のものに従うこととする。

(契約時の書面の交付)

第14条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

- 二 契約締結に際しては、提供する指定居宅介護(重度訪問介護)の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 指定居宅介護(重度訪問介護)を提供した際は、その提供日、内容、実績時間数、利用者負担額その他必要な事項を、指定居宅介護(重度訪問介護)の提供の都度記録するものとする。

- 二 前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護(重度訪問介護)を提供したことについて確認を受けるものとする。
- 三 事業所は指定居宅介護(重度訪問介護)の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護(重度訪問介護)を提供した日から5年間保存する。

(勤務体制の確保等)

第16条 管理者は、適切な指定居宅介護(重度訪問介護)が提供できるよう従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年1回

(衛生管理)

第17条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (一) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (二) 障害者虐待の防止のための指針を整備する。

(三) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(採用時及び年2回以上)

(四) 前(三)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

二 事業者は、サービス提供中に、当該事業者の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村等に通報する。

(重要事項の掲示)

第19条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他重要事項を掲示するものとする。

(苦情解決)

第20条 指定居宅介護(重度訪問介護)の提供に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第21条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

二 サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

三 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(その他)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社La.Figueと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月2日から施行する。

この規程は、平成29年12月15日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月11日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。